

# 児童扶養手当などの手続きをお忘れなく

各種手続きは、期限までに必ず行ってください。手続きが遅れた場合、手当の支給停止や、助成が受けられなくなる場合があります。

☎こども福祉課 ☎443-2055,2249

☎各行政サービスセンター地域福祉課 大沢野☎467-5830 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114



	制度の概要	手続きの方法	期限
児童扶養手当	令和2年度中に満18歳に達するまでのお子さんを 監護・養育している母子家庭・父子家庭などへ 支給される手当 ※お子さんの精神・身体に一定以上の障害がある場合は、20歳 未満までの方も対象となります。	「現況届」を提出してください (6月末に書類を郵送しました) ※受給から5年経過した方などは、 「一部支給停止適用除外事由届出書」 も併せて提出してください。	8月31日(月)
ひとり親家庭等 医療費助成	母子家庭、父子家庭の親や児童などが保険診療を 受けたときの自己負担額を助成 ※児童とは、令和2年度中に満18歳に達するまでの方です。	「更新申請書」を提出してください (6月末に書類を郵送しました)	8月31日(月)
特別児童扶養 手当	精神・身体に一定以上の障害がある20歳未満のお子さん を家庭で監護・養育している方へ支給される手当	「所得状況届」を提出してください (8月上旬に書類を郵送します)	9月11日(金)

※各制度には所得制限があります。

## 令和2年度 富山市ひとり親応援・子育て支援金

☎こども福祉課 ☎443-2055

☎各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野☎467-5830 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

子育てをしながら就労しているひとり親の方に、支援金  
(課税所得に応じ、1万円、2万円、3万円)を支給します。

対象／以下の条件全てに該当する方

- ・市内在住の、中学3年生までの児童を監護している  
ひとり親(児童手当の受給者)
- ・申請時に、前年度までに富山市で賦課された住民税  
を完納している方で、前年度の住民税年額が20,000円  
以上150,000円未満の方

申込方法／8月1日(土)～令和3年3月31日(水)に、必要書類  
を、直接、こども福祉課(市役所3階)、とやま市民交流館  
(CIC3階:新富町一丁目)、各行政サービスセンター地域福  
祉課へ。

必要なもの／

- ①申請書(受付窓口にあるほか、市ホームページ(「子育て支援金」で  
検索)からダウンロードできます。)
  - ②納税証明書(平成31年度市・県民税の記載があるもの)  
※夜間および(土)日(祝)は、納税の確認ができないため証明書を発行  
できない場合があります。
  - ③通帳(振込口座)
  - ④印鑑(ゴム製の簡易印不可)
- ※公務員の方は、児童手当を受給していることを確認できるもの  
(児童手当支給月の給与明細など)が必要です。  
※ひとり親家庭等医療費助成の受給資格者(所得制限による非該  
当者含む)以外の方は、戸籍謄本(令和2年8月1日以降発行の  
もの)が必要です。

## ひとり親家庭の お母さん・お父さんの就労相談会

☎母子家庭等就業・自立支援センター ☎432-4210

☎こども福祉課 ☎443-2055

無料で就労相談、職業紹介、各種講習会案内などを行います。

日時／①8月1日(土)10:00～15:00

②8月2日(日)10:00～15:00

場所／①市役所8階801会議室

②婦中行政サービスセンター1階第1会議室(婦中町速星)

申込方法／事前に、電話で、母子家庭等就業・自立支援センターへ。

※当日の相談も受け付けます(予約優先)。

# 後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ

富山県後期高齢者医療広域連合 ☎465-7502  
富山県保険年金課 ☎443-2063  
富山県各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214  
八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

## 8月からの新しい被保険者証を郵送します

8月1日以降は、7月16日(木)から簡易書留で郵送する新しい被保険者証を使用してください。  
また、医療機関受診時の負担割合(1割または3割)が、前年の所得などにより、変更となっている場合がありますので注意してください。



## 各種認定証の申請をしてください

ひと月の医療費が高額になる場合は、申請し認定証の交付を受けることで、医療機関での医療費などの支払いが自己負担限度額までとなります。

### ◆現役並み所得の方

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ(住民税課税所得が145万円以上690万円未満)の方には、医療費の支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」を、申請により交付します。

※現役並み所得者Ⅲ(住民税課税所得が690万円以上)の方は、「後期高齢者医療被保険者証」を提示することで、支払いが自己負担限度額までになります。「限度額適用認定証」は不要です。

### ◆住民税非課税世帯の方

住民税非課税世帯の方には、医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、申請により交付します。

▶すでに各種認定証をお持ちの方で、引き続き対象となる場合は、8月1日以降に使用する新しい認定証を送付します。更新手続きは不要です。

# 富山駅地下道の 通行止めについて

富山駅周辺地区整備課 ☎443-2016

富山駅北口駅前広場周辺の地下道補強工事に伴い、地下道の一部区間で終日通行止めを行います。

## ■規制期間

7月27日(月)9:00~令和3年3月(予定)

## ■規制内容

出入口「南1」と「北1」~「北5」を結ぶ地下道の通行止め

※規制期間中は、西口高架下(地上)に歩行者用の臨時通路を設けます。

※出入口「南1」から南方面を結ぶ地下道(3カ所)は、これまで通り使用可能です。

